

公立大学法人横浜市立大学附属病院長の選考等に関する規程

制 定 平成17年4月1日規則第26号

最近改正 令和5年12月18日規則第67号

(目的)

第1条 この規程は、横浜市立大学学則（平成17年4月1日規則第1号）第70条第1項の規定に基づき、横浜市立大学附属病院長（以下「病院長」という。）の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考時期)

第2条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合に病院長の選考を行う。

- (1) 病院長の任期が満了するとき
- (2) 病院長が辞任を申し出たとき
- (3) 病院長が欠員となったとき
- (4) 病院長が解任されたとき

2 理事長は、前項第1号に該当する場合は任期満了の1ヶ月前までに、前項第2号から第4号に該当する場合は速やかに病院長の選考を行う。

(病院長の資質・能力)

第3条 病院長は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 医療安全の確保のために必要な資質及び能力
- (2) 組織管理能力等の当該病院を管理運営するうえで必要な資質及び能力

2 前項に定める要件及びその他具体的な内容は、病院長候補者選考基準（以下「選考基準」という。）として別に定め、公表するものとする。

(選考会議の設置)

第4条 理事長は、病院長の選考にあたり、横浜市立大学附属病院長候補者選考会議（以下「選考会議」という。）を設置し、病院長候補者（以下「候補者」という。）の推薦を求めるものとする。

2 選考会議委員は、理事長が経営審議会の議に基づき選定し、委員名簿、委員の経歴及び選定理由を公表するものとする。

3 選考会議に関し、必要な事項は別に定める。

(候補者の内申)

第5条 学長は、選考会議から推薦のあった候補者について、人事委員会に報告し、理事長に申し出る。

2 学長は、理事長への申し出に際して必要と認めるときは、候補者と面談を行うことができる。

(任期)

第6条 病院長の任期は、公立大学法人横浜市立大学教員管理職規程第2条及び第3条による。

(任命)

第7条 理事長は、第5条第1項による学長からの申し出に基づき、病院長を選考及

び任命する。

- 2 理事長は、病院長を任命したときは、選考結果、選考過程及び選考理由を遅滞なく公表するものとする。

(解任)

第8条 理事長は、病院長が次の各号のいずれかに該当する場合は、病院長を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められた場合
- (2) 職務上の義務違反が認められた場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、病院長として必要な適格性を欠く場合
- (4) その他前各号に準ずるやむを得ない事由がある場合

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和元年12月9日から施行し、令和元年12月1日から適用する。
- 2 この規程の施行の際、現に病院長である者は、従前の例による。

附 則 (令和5年規程第67号)

- 1 この規程は、令和5年12月18日から施行し、令和5年12月18日から適用する。
- 2 この規程の施行の際、現に病院長である者は、従前の例による。